

人の子を持つ家庭では、1959年と比べて給付の購買力は8.8%増となっている。

以上の点から見ると、政府が家族給付所得制限方式を打出したのは、給付総額の枠を維持するという従来の政府の方針を貫くための一方便だとも考えられる。それはまた強行に

推進されつつある、消費の抑制、貯蓄奨励といった一連の緊縮政策にも連なるものでもある。

Le monde 5, 17, 18, septembre, 2, 9, 10, 19—20, 28, octobre.

(平山 卓 国立国会図書館)

新国民退職年金案と企業年金制度 — 加入者の適用除外に関する白書

(イギリス)



企業年金制度の加入者に対し、新国家国民退職年金案による拠出および年金の条件の一部を適用除外する措置に関する政府案が白書の形式で、11月5日に公表された。

National Superannuation: Terms For Partial Contracting out of the National Superannuation Scheme.

政府が去る1月に新国民退職年金構想(本

誌 No.6 参照) についての提案を発表して以来、この政府提案に対するおもな反対論の一つは私的年金制度に及ぼす影響についてであったことは明らかである。

数か月にわたり、企業年金基金の諸代表と私的な話し合いを重ねた後、クロスマン社会サービス担当国務大臣は、認可年金制度を経営する使用者に対しその被用者を「国民退職

年金制度案」から部分的に適用除外することを認める政府の諸条件に関する白書を発表した。

この諸条件に関する決定については、これまでの話合いのなかで協定がなされておらず政府のおしつけとなっている。

1月および今回の白書に基づき、クロスマン氏がクリスマス前に「国民退職年金法案」を提出するまでには、政府の企業制度の扱い方について政治的論議が白熱化するだろうとみられている。

政府は新所得比例給付を1972年4月から発足させる意図である。

白書の概要

白書が提案する、職域年金に加入する労働者を国家年金から適用除外する条件は次の2点である。すなわち、労使双方の国家年金への拠出率を減らすことを認めるが、国家年金をも減額とする。ただし、私的企業制度はその差額を補てんすることを条件とする。

この減率措置を専門技術的に abatement と称している。

(1)年金の減率 政府は、国家年金の減率を男子につき勤労所得（年金の算定基礎となる）の1%に定めた。このことは、被用者の国家制度に対する拠出の算定基礎たる勤労所得1,000ポンドごとに、その国家年金は完全拠出をなした場合よりも1か年に10ポンド少なくすることにある。政府は、この1%を改訂しないとしている。女子に対する固定的減率は勤労所得（算定基礎となる）の0.55%としている。

この数字の根拠として、企業制度は男子（65歳が年金年齢）に対し女子（60歳が年金年齢）のほぼ2倍の年金を出しているという事実を考慮して、男子の1%に相当するものとみている。

(2) 使用者および被用者の拠出減率 政府アクチュアリーでは、保険数理的根拠に基づき、適用除外に対する拠出の減率は2.5%（労使折半）とした。ただし、この数字ははじめから改訂しうるものと提案している。

政府はこの数字を男女ともに2.5%に引き上げている。政府は、多くの私的企業制度にとってこの条件では適用除外を財政的に受入れ

るにはきびし過ぎると考えたため、白書で述べている。そこで、現在と同じかまたはそれ以上の適用除外措置たらしめることを期して、その数字は厳密な保険数理的リミットを越えている。

現在、企業制度加入者の半数未満（1,200万のうち550万）が適用除外をうけている。

白書は、適用除外の根拠について次のように説明する。企業年金制度加入者としてその使用者により適用除外を受ける被用者は国家制度に低度で拠出し、被用者に対する使用者の拠出も低度となる。国家制度の上限は全国平均勤労所得（1969年現在で週約36ポンド）の約1.5倍である。その相殺として、国家制度に基づく被用者個々人の退職年金は減らされることになる。国家年金は企業制度に基づいて保証される年金によって補完されることになろう。

拠出の減率は、被用者が19歳に達した所得税納税年の始期から国家年金年齢（男子65歳、女子60歳）に達する間に随時発生する適用除外を受ける期間に適用される。もしある被用者が5年未満の適用除外措置を受けた後に離

職する場合、その使用者は要求額の企業年金を当人に支給するか、もしくは代わりに拠出の立替払いをすることによって国家制度に本人分の払込みをするかはその使用者にまかされる。

現行の適用除外措置におけると同様、使用者は被用者「立替払い」分を関連期間についての当人の当然支払うべき企業制度への拠出払戻し分から回収する権利をもつことになる。また、企業年金権の保持についての政府の方針に従って、使用者は、新制度により当人が適用除外措置を受ける期間が5年以上継続した後に離職する被用者に対する企業年金（被用者の年齢に応じて、支給中または延期されている）について定めることが要件とされる。

問題点と経過

適用除外方式についての私的な話合いの間に、私的年金の再計算についてのいわゆる dynamism を規定せよとする要求、とくに国営諸産業からの圧力があつた。これはクロスマン氏によって拒否された。クロスマン氏は

「年金は、生活費の向上とともに引上げられる国家年金のダイナミズムによるべし」とする。

年金減率の水準に関する政府見解については、私的な会談において概略の同意に達したが、拠出減率については概して非難の声が高い。関係者側にいわせると、「政府案は杓子定規的で、一般の制度に適用除外の途をとらせるには財政的な吸収力がないし、とくに平均年金よりも高い加入者をもつ制度にとって魅力的でない」とする。政府は、「もし拠出の減率が、国家制度および企業制度に対する拠出総額を増やさなため、適用除外を受ける被用者が他の労働者よりも高い年金額を保証されるに足るほど引上げられれば、これは適用除外を受ける被用者の拠出が国家制度の費用のうちのかれらの公正な負担分を示さないことを意味するものだ」と答えている。白書は、「企業制度を育成する条件を整えることが政府の主要目的の一つである。しかし、企業制度の加入者でない被用者に不公正となるような方法によってその目的を遂行することはできない」とする。

こうした論拠に基づいて、結局、政府は算定基礎となる勤労所得の2.6%という数字にふみ切った。これは、適用除外を受ける制度の数に大きな影響を与えることであり、少なくとも現在数と同じ程度あるいはそれ以上の範囲をねらう政府の意図に即するものであると、白書は述べている。相談を受けた大多数の団体によって主張された、労使それぞれ1.5%の強行を認めることは適用除外を受けない被用者をして、国家年金の拠出と適用除外被用者の拠出との格差がそれぞれの年金格差を正当づける以上に大きくするという、筋の通った不平を抱かせることになる。

国家制度と企業年金制度のパートナー・シップの基礎固めをせんとして、政府は、企業年金制度が適用除外を受けるかどうかの問題は使用者に一任している。すなわち、「適用除外に関する決定は、結局において、個別制度および使用者の取捨選択するところである。しかし、政府の目的は、適用除外を受ける被用者をして少なくとも現行制度と同一水準あるいはそれを上回る水準を維持せしめるという目的に背反しない条件を定めることで

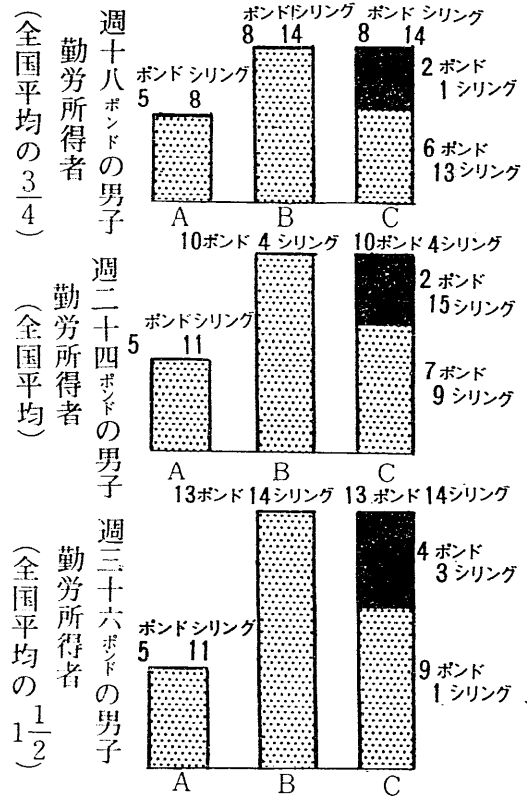
ある。慎重な配慮の後、政府は、平均に基づく厳密な保険数理的算定に基づいて正当化されるより以上の企業制度にとって有利な減率条件をきめることが妥当であると決定した。

「だが、こうした改善も、適用除外を受ける制度の加入者となる機会をもたない多くの被用者に不公平となるような効果をもたらしてはならないことは、企業制度側も認めている。

話し合いをした大多数の団体が要求する拠出減率（算定基礎となる勤労所得の1.5%）を受けいれることは、適用除外を受けない被用者との均衡を失する故意かつ不当なことになる。

白書はさらに、「政府は、当初から、多くの企業制度とくにその加入者に対して手厚い内容を与えている制度に対してある程度の調整が必要であると考えてきた。しかし、その必要な調整とは、もちろん、すでに取得している給付を減らすことではなく、将来の拠出および将来の給付の確立に関することである」と付言している。この意味においては、白書はその調整に関する決定に達するまで、既存の

私的企業制度に加入している数百万の人びとの自分の退職保障がどうなるかという疑問に答えていない。



(註) 国家年金 国家年金からの差引き額で企業制度からの支払額 A: 現行制度による適用除外されない者の年金。 B: 新制度により適用除外されない者の年金。 C: 新制度により一部適用除外者の年金

白書は、最後に、「政府は、一部適用除外の措置は企業制度と国家制度を共存しやすくする実質的支えとなるものであり、その主たる目的はすべての人びとに公平となる根拠に

A

現行制度では適用除外者ではないが新制度により適用除外される被用者の新旧両制度における週拠出（産業傷害制度と国民保健サービスの合計）額の比較

| 週勤労所得 | 現行制度 (均一額+ 所得比例) | | 新制度 (週レート 表示) | | 増 減 | |
|--------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | シリ ング ポ ンド | ペ ン ス | シリ ング ポ ンド | ペ ン ス | シリ ング ポ ンド | ペ ン ス |
| 男子 | | | | | | |
| 12 | 20 | 9 | 13 | 1 | -7 | 8 |
| 18 | 26 | 6 | 19 | 7 | -6 | 11 |
| 24 | 30 | 5 | 26 | 2 | -4 | 3 |
| 30 | 34 | 0 | 32 | 8 | -1 | 4 |
| 36(上限) | 34 | 0 | 39 | 3 | +5 | 3 |
| 女子 | | | | | | |
| 8 | 15 | 0 | 8 | 9 | -6 | 3 |
| 12 | 18 | 1 | 13 | 1 | -5 | 0 |
| 18 | 23 | 10 | 19 | 7 | -4 | 3 |
| 24 | 27 | 9 | 26 | 2 | -1 | 7 |
| 30 | 31 | 4 | 32 | 8 | +1 | 4 |
| 36(上限) | 31 | 4 | 39 | 3 | +7 | 11 |

B

新旧両制度により適用除外を受ける被用者の週拠出（産業傷害と国民保健サービスの合計）額の新旧比較

| 週勤労所得 | 現行制度 (均一額+ 所得比例) | | 新制度 (週レート 表示) | | 増 減 | |
|--------|------------------------|-------------|---------------------|-------------|---------------------|-------------|
| | シリ ング ポ ンド | ペ ン ス | シリ ング ポ ンド | ペ ン ス | シリ ング ポ ンド | ペ ン ス |
| 男子 | | | | | | |
| 12 | 20 | 6 | 13 | 1 | -7 | 5 |
| 18 | 21 | 4 | 19 | 7 | -1 | 9 |
| 24 | 25 | 2 | 26 | 2 | +1 | 0 |
| 30 | 28 | 9 | 32 | 8 | +3 | 11 |
| 36(上限) | 28 | 9 | 39 | 3 | +10 | 6 |
| 女子 | | | | | | |
| 8 | 16 | 6 | 8 | 9 | -7 | 9 |
| 12 | 16 | 11 | 13 | 1 | -3 | 10 |
| 18 | 17 | 9 | 19 | 7 | +1 | 10 |
| 24 | 21 | 7 | 26 | 2 | +4 | 7 |
| 30 | 25 | 2 | 32 | 8 | +7 | 6 |
| 36(上限) | 25 | 2 | 39 | 3 | +14 | 1 |

現行の均一額国民保険制度に対し拠出しないことを選択した配偶者のいる女子および寡婦（したがって週8ペンスの産業傷害保険の拠出のみの納付義務をもつ者）については第2欄から14シリング4ペンス（A表）15シリング10ペンス（B表）を差引増減欄に加算する必要がある。

保守党による批判と政府の答弁

白書が公表されるまでに、保守党側から政府の企業年金に対する態度について強い批判がなされてきた。保守党のソーシャル・サービス担当のスポークスマンであるバルニエル卿によると、「クロスマン・プランは、企業年金をもつ人びとにとってはニューディールではなくて rotten deal (老朽したディール) だ」とし、「もし、政府が企業年金制度を抑圧するならば、保守党政府がクロスマン構想を改造するつもりである」とブライトンでの保守党大会(10月9日)で述べている。これに対し、クロスマン氏は、「新所得比例年金案と企業制度の比較検討についての、いわゆる年金専門家などの結論の若干はまったくナンセンスである」と応酬し、「かれらの反対理由は、政府案の導入により企業制度の加入者が現在その使用者によって与えられている特権がこの国の全被用者がみずからの拠出によって自力で取得しうる権利に移されるという逆うらみにすぎない。これらのうわさの大部分は、国家制度が企業制度にとって代わるので

はないかという妄想から生じているらしいが、われわれの目的は両制度を接合することであり、その結果、1972年以後は企業制度の加入者は2つの所得比例年金を受けられることになる」と述べている。

また、11月1日の下院において、クロスマン氏は企業制度の将来に関し「いらざる不安」をけしかけている保守党をはげしく攻撃するとともに、これら制度の将来について5つの保証を与えている。(1)政府は、退職者が現在得られる最大限以上の高い水準をもつ年金を受けられるよう保証せんとしている。あわせてインフレに侵食されない安定した保障を与えるであろう。(2)現在2つの年金をもって退職する企業制度加入者はそのまま引続き継続しうることになろう。(3)国家制度は、時代おくれのフラットレート制度を返上するが企業制度を接收することはしない。(4)その目的は私的年金諸制度とのパートナーシップであり、一時金を没収するのだといったひぼうは事実と反する。(5)企業制度の経営者が、拠出の払い過ぎや年金を手厚くしすぎないよう調整する程度を決めることになる。

5日の白書発表とともに、下院でクロスマン社会サービス相はその趣旨説明を行なったが、とくに公共企業体年金制度についてこれまで政府の意図に対しとりざたされてきた誤解を解きたいとして次の諸点を明らかにした。

「第1に、われわれには、公共企業体年金制度を分解するのではないかというような意図はまったくない。第2に、新国家制度の導入後、現在の企業制度にどんな改革が必要であろうとも、既存の諸制度における勤続によって取得した給付を遡及して変更するようなことはしない。第3に、警察官、消防士その他業務の性格上国家の退職年金が支給される年齢までその現在の雇用を続けられない人びとの退職年齢についてなんらの変更を行なう意図はない。第4に、政府が使用者である企業年金になんらかの変更を必要とする場合が生ずれば職員代表と十分に協議するつもりである」と。

なお、当日の主な質疑答弁は次のとおりであった。

Lord Bolniel (保守党) この年金構想は、一般

国民にとってはなほだ難解であり専門家にとってもまったく複雑きわまる。長い時間をかけて、総選挙前ならともかくその後に実施されるというまったく疑惑にみちたものとしか云いようがない。すべての年金専門家が、「もし1.3%の年金減率を予定するとすれば、それは企業年金制度の縮減を意味するつもりであり、ごまかしとペテンでしかない」としている。年金の将来について企業年金受給者の不安はもっとも至極といわねばならない。公共企業年金についても将来変更がなされないとはなんの保証もない。本制度の当初5年間における貯蓄減少にどんな推計がなされているか。というのは、人びとは貯蓄に基づく年金制度から課税と拠出に基づく年金制度（給付もよくない）に移らされるわけである。政府は、高所得層に対し、後代の子女によって負担される高給付の遂行をもくろんでいるが、今日の80歳以上の年齢層に対し何もしようとしないし、保険制度にはいっていない一般障害者にも何もしようとしないではないか。企業制度を通して、自力でよりよい給付のために貯蓄するよう若い世代を奨励し、

国家資源を20年後よりも今日の弱者や不幸な人びとに集中して活用することが遙かにベターではないか。

Crossman 今日の老人に対するわれわれのメッセージは、今週からその年金を引上げますということであり、保守党よりも高い給付となっている。若い人と老人に関するお説には、(中年齢および老人のために若い人が不利益を被っているという説はきいたことがあるが) 驚いている。しかし、老人を犠牲にして若い人を助けることは決してない。本制度は20年の成熟期間があるので、45歳から20年間加入している者は40年間加入している若い人と同じ年金を受けることができ、老人のために若い人を有利にするようなことはなさそうだ。最初の5年間における貯蓄の減少はないが、貯蓄のカーブに低下はみられよう。

Boyd-Carpenter (保守党) 公務員や軍人の年金権を縮減して、かれらの無拠出年金を本案による拠出制年金に代えるという疑懼があるか。

Crossman 政府は、現在の公務員および軍人の年金制度を縮少して拠出制度に代えるつ

もりはない。

Jennings (保守党) 新制度が既存の企業年金に及ぼす影響をもっと明確にせよ。一時金はどうなるか。

Crossman 既存の企業年金には影響がない。企業制度の一時金と競合しないよう、われわれの制度を慎重に作案している。われわれは、夫婦の権利を十分に尊重しており、夫婦は夫の完全年金を得ることになる。

The Times

(田中 寿 国立国会図書館)